平成二年運輸省令第二十号 貨物利用運送事業法施行規則

目次 則を次のように定める。 号)の規定に基づき、貨物運送取扱事業法施行規 貨物運送取扱事業法(平成元年法律第八十二

総則 (第一条)

貨物利用運送事業者が遵守すべき事項 (第二条・第三条)

第四章 第二種貨物利用運送事業(第十八条 十七条)

第五章 外国人等による国際貨物利用運送事業 第二十九条)

附則 第六章 雜則 (第四十五条-第五十一条) (第三十条—第四十四条)

第一 章 総則

利用運送事業法(以下「法」という。)におい第一条 この省令において使用する用語は、貨物 て使用する用語の例による。

Ŧī.

第二章 貨物利用運送事業者が遵守すべ

(貨物利用運送事業の適正な運営の確保等)

第二条 貨物利用運送事業者(貨物利用運送事業 を経営する者をいう。以下同じ。) は、確実か つ適切に事業を遂行しなければならない。 貨物利用運送事業者は、実運送事業者の行う

通に関するその他の事業の正常な運営を阻害し ないよう配慮しなければならない。 事業及び貨物利用運送事業に関連する貨物の流 貨物利用運送事業者は、荷主又は公衆に対し 公平かつ懇切な取扱いをしなければならな

(危険品等の運送の取扱い)

第三条 貨物利用運送事業者は、火薬類その他の おそれのある貨物の運送を取り扱うときは、他 てしなければならない。 の貨物に損害を及ぼすことのないように注意し 危険品、不潔な物品等他の貨物に損害を及ぼす

第三章 第一種貨物利用運送事業

(登録の申請)

い。 用運送事業登録申請書を提出しなければならな 同項各号に掲げる事項を記載した第一種貨物利 利用運送事業の登録を申請しようとする者は、 法第四条第一項の規定により第一種貨物

なければならない。 前項の申請書には、 次に掲げる書類を添付し

2

次に掲げる事項を記載した事業の計画 利用する運送を行う実運送事業者又は貨

物利用運送事業者の概要 貨物の保管体制を必要とする場合にあっ

ては、保管施設の概要 その他事業の計画の内容として必要な

第一種貨物利用運送事業(第四条—第

写し 利用運送事業者との運送に関する契約書の 利用する運送を行う実運送事業者又は貨物

構造及び附属設備を記載した書類を含む。) 要とする場合にあっては、保管施設の面積、 る事項を記載した書類(貨物の保管体制を必 既存の法人にあっては、次に掲げる書類 貨物利用運送事業の用に供する施設に関す

法人を設立しようとするものにあっては、 最近の事業年度における貸借対照表 役員又は社員の名簿及び履歴書 定款又は寄附行為及び登記事項証明書

次に掲げる書類 イ 定款(商法(明治三十二年法律第四十八

ある定款)又は寄附行為の謄本 認証を必要とする場合にあっては、認証の 号)第百六十七条及びその準用規定により

発起人、社員又は設立者の名簿及び履

場合にあっては、株式の引受けの状況及び 見込みを記載した書類 設立しようとする法人が株式会社である

個人にあっては、次に掲げる書類 財産に関する調書

権限が地方運輸局長(国土交通省設置法(平成 十八号、第八十六号、第八十七号、第九十二 十一年法律第百号)第四条第一項第十五号、第 国土交通大臣(法第三条第一項の規定による ずれにも該当しない旨を証する書類 法第六条第一項第一号から第五号までのい

限については、運輸監理部長を含む。以下同 第十九号及び第二十二号に掲げる事務に係る権 並びに同項第八十六号に掲げる事務に係る同項 号、第九十三号及び第百二十八号に掲げる事務 運輸局長)が必要ないと認めたときは、 じ。) に委任されている場合にあっては、地方 前項各 登録番号 変更を必要とする理由

号の書類の一部の添付を省略することができ 2

(第一種貨物利用運送事業者登録簿)

第五条 第一種貨物利用運送事業者登録簿は、 号様式によるものとする。

第

第六条 法第六条第一項第六号の国土交通省令で 定める施設は、次のとおりとする。 (事業に必要な施設)

必要な事務所その他の営業所 第一種貨物利用運送事業を遂行するために

(財産的基礎) する適切な予防方法を講じた保管施設 に必要な保管能力を有し、かつ、盗難等に対 は、第一種貨物利用運送事業を遂行するため 貨物の保管体制を必要とする場合にあって

第七条 法第六条第一項第七号の国土交通省令で 三百万円以上であることとする。 した資産額(以下「基準資産額」という。)が 定める基準は、次条に定めるところにより算定

第八条 基準資産額は、第四条第二項第四号ロ又 準資産表に計上された負債の総額に相当する金 営業権を除く。以下同じ。)の総額から当該基 計上された資産(創業費その他の繰延資産及び 関する調書(以下「基準資産表」という。)に は同項第六号イに掲げる貸借対照表又は財産に 額を控除した額とする。

3 2 あるときは、当該増減後の額を基準資産額とす は、その評価額によって計算するものとする。明確であるときは、当該資産又は負債の価格 が基準資産表に計上された価格と異なることが より算定される額に増減があったことが明確で 第一項の規定にかかわらず、前二項の規定に 前項の場合において、資産又は負債の評価額

利用運送事業の変更登録を申請しようとする者第九条 法第七条第一項の規定により第一種貨物 を提出しなければならない。 は、次に掲げる事項を記載した変更登録申請書 氏名又は名称及び住所並びに法人にあって

関」という。)の種類及び新旧の対照を明示 用運送に係る運送機関(以下「利用運送機 すること。) 変更しようとする事項(当該事項に係る利

事項

その他利用運送約款の内容として必要な

類のうち変更登録に伴いその内容が変更される 前項の申請書には、第四条第二項に掲げる書

項を記載した登録事項変更届出書を提出しなけ 変更の届出をしようとする者は、次に掲げる事 ればならない。

は、その代表者の氏名 氏名又は名称及び住所並びに法人にあって

三 変更した事項(当該事項に係る利用運送機 関の種類及び新旧の対照を明示すること。) 変更の実施の日

第十一条 法第八条第一項の規定により利用運送 されるものを添付しなければならない。 類のうち登録事項の変更に伴いその内容が変更 (利用運送約款の認可の申請)

ない。

(変更登録の申請)

は、その代表者の氏名

第十条 法第七条第三項の規定により登録事項 (登録事項の変更の届出) ものを添付しなければならない。

2 前項の届出書には、第四条第二項に掲げる書 変更を必要とした理由

設定(変更)認可申請書を提出しなければなら 者は、次に掲げる事項を記載した利用運送約款 約款の設定又は変更の認可を申請しようとする

二 設定し、又は変更しようとする利用運送約 は、その代表者の氏名並びに登録番号 氏名又は名称及び住所並びに法人にあって

旧の対照を明示すること。) 款(変更の認可の申請の場合にあっては、 款に係る利用運送機関の種類 減(変更の認可の申請の場合にあっては、新設定し、又は変更しようとする利用運送約

を必要とする理由 変更の認可の申請の場合にあっては、

(利用運送約款の記載事項)

第十二条 法第八条第一項の利用運送約款には、 次に掲げる事項を記載しなければならない。 運送機関の種類 第一種貨物利用運送事業である旨及び利用

二 運賃及び料金の収受又は払戻しに関する 事項

利用運送の引受けに関する事項 損害賠償その他責任に関する事項 受取、引渡し及び保管に関する事項

第十三条 法第九条 (法第十八条第三項及び法第 (掲示事項等)

四十四条第三項 (法第四十九条の三において準

じ。)の規定により掲示するとともに、公衆の合を含む。次条及び第十三条の三において同読み替えるものとする。)において準用する場 閲覧に供しなければならない事項は、次のとお 業」とあるのは「第二種貨物利用運送事業」と 条の三までの規定中「第一種貨物利用運送事 いて同じ。この場合において、本条から第十三 用する場合を含む。次条及び第十三条の三にお 3

- 第一種貨物利用運送事業者である旨
- 利用運送機関の種類

るものを除く。)を対象とするものに限る。) のために運送契約の当事者となる場合におけ 利用運送約款 運賃及び料金(個人(事業として又は事業

業務の範囲 利用運送の区域又は区間

(公衆の閲覧の方法)

第十三条の二 法第九条の規定による公衆の閲覧 への掲載により行うものとする。 第一種貨物利用運送事業者のウェブサイト 2

(公衆の閲覧に供することを要しない場合)

第十三条の三 法第九条に規定する国土交通省令 で定める場合は、次の各号のいずれかに該当す る場合とする。

業員の数が二十人以下である場合 第一種貨物利用運送事業に常時使用する従

二 第一種貨物利用運送事業者が自ら管理する (運輸に関する協定の届出) ウェブサイトを有していない場合

用する場合を含む。以下この条において同じ。)第十四条 法第十一条 (法第三十四条第一項で準 の国土交通省令で定める事項は、次のとおりと

- 設備の共用
- 連絡運輸
- 共同積荷その他の共同経営
- 掲げる事項を記載した運輸に関する協定締結 締結又は変更の届出をしようとする者は、次に (変更) 届出書を提出しなければならない。 法第十一条の規定により運輸に関する協定の
- は、その代表者の氏名並びに利用運送機関の 氏名又は名称及び住所並びに法人にあって
- 二 相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人 送機関又は運送機関の種類 あっては、その代表者の氏名並びに利用運

- 三 締結し、又は変更しようとする協定の主な 内容(変更の届出の場合にあっては、新旧の 対照を明示すること。)
- 発生の日及び存続の期間 締結し、又は変更しようとする協定の効力
- ければならない 前項の届出書には、協定書の写しを添付しな 協定の締結又は変更を必要とする理由

第十五条 法第十四条第二項の規定により第 うとする者は、次に掲げる事項を記載した承継 貨物利用運送事業者の地位の承継の届出をしよ 一種

一 氏名又は名称及び住所並びに承継人が法人届出書を提出しなければならない。 である場合にあっては、その代表者の氏名 登録番号

被承継人の氏名又は名称及び住所並びに法

人にあっては、その代表者の氏名

五四 承継した年月日 承継の理由

なければならない。 前項の届出書には、 次に掲げる書類を添付し

当該承継の事実を証する書類

を経営していない場合にあっては、 掲げる書類 二項第四号、第五号又は第六号及び第七号に 承継人が承継前に第一種貨物利用運送事業 第四条第

(事業の廃止の届出)

第十六条 法第十五条の規定により第一種貨物利 提出しなければならない。 次に掲げる事項を記載した事業の廃止届出書を 用運送事業の廃止の届出をしようとする者は、

は、その代表者の氏名 氏名又は名称及び住所並びに法人にあって

廃止した第一種貨物利用運送事業の内容

廃止を必要とした理由 廃止の日

(附帯業務に係る輸送の安全確保)

項において準用する場合を含む。)の国土交通第十七条 法第十八条第二項(法第三十四条第一 省令で定める輸送の安全を確保するために必要 な措置は、次のとおりとする。 貨物の荷造り、保管又は仕分け(以下「貨

二 貨物の荷造り等の際における貨物の取扱い 事業者に対する周知又は指導 れを防止するための措置 関する従業員に対する適切な指導及び関係 の荷造り等」という。)の際における荷崩

> 三 危険物その他の取扱いに注意を要する貨物 該貨物の性質に応じた適切な取扱い について貨物の荷造り等を行う際における当

(事業計画及び集配事業計画)

第十八条 には、次に掲げる事項を記載しなければならな

主たる事務所の名称及び位置 営業所の名称及び位置

は、保管施設の概要 貨物の保管体制を必要とする場合にあって

t 利用運送事業者の概要 利用する運送を行う実運送事業者又は貨物

に営業所の名称及び位置 実運送事業者又は貨物利用運送事業者から

は、 法第二十一条第一項第三号の集配事業計画に 次に掲げる事項を記載しなければならな

貨物の集配の拠点

貨物の集配を行う地域

律第八十三号)第三条又は第三十五条第一項 の許可を受けている者にあっては、ニに掲 あっては、次に掲げる事項(当該貨物の集配 る事項を除く。) について貨物自動車運送事業法(平成元年法 貨物の集配を自動車を使用して行う場合に 貨物の集配に係る営業所の名称及び位置

掲げる書類

じ。) の数 の集配の用に供する自動車をいう。 各営業所に配置する事業用自動車(貨物 以下同

とする場合にあっては、当該自動運行貨物 行貨物運送をいう。以下同じ。)を行おう 号)第二条第一項第四号に規定する自動運 法施行規則(平成二年運輸省令第二十 運送に係るイに掲げる事項 自動運行貨物運送(貨物自動車運送事

安員(貨物自動車運送事業輸送安全規則 (平成二年運輸省令第二十二号) 第三十四 事業用自動車の運転者、特定自動運行保

第四章 第二種貨物利用運送事業

法第二十一条第一項第二号の事業計

五.

利用運送機関の種類

利用運送の区域又は区間

びに法人にあっては、その代表者の氏名並びあっては、受託者の氏名又は名称及び住所並 の貨物の受取を他の者に委託して行う場合に

2

自動車車庫の位置及び収容能力

めの施設の位置及び収容能力 運行の業務の補助に従事する従業員(以下 条において準用する同令第三条第一項に規 定する特定自動運行保安員をいう。)及び 「乗務員等」という。)の休憩又は睡眠のた

貨物の集配の用に供する事業用自動車の数に営業所の名称及び位置並びに受託者が当該 事業用自動車の数) 車のうち当該自動運行貨物運送の用に供する る事業用自動車の数に加え、当該事業用自動 あっては、受託者の氏名又は名称及び住所並 っては、受託者が当該貨物の集配の用に供す びに法人にあっては、その代表者の氏名並び (自動運行貨物運送を行おうとする場合にあ 貨物の集配を他の者に委託して行う場合に

(添付書類)

第十九条 法第二十一条第二項の国土交通省令で 定める事項を記載した書類は、次のとおりとす

写し 利用運送事業者との運送に関する契約書 利用する運送を行う実運送事業者又は貨物

三 自動車を使用して貨物の集配を行おうとす を受けている者を除く。)にあっては、 送事業法第三条又は第三十五条第一項の許可 る者(当該貨物の集配について貨物自動車運 構造及び附属設備を記載した書類を含む。) 要とする場合にあっては、保管施設の面積、 る事項を記載した書類(貨物の保管体制を必 貨物利用運送事業の用に供する施設に関す

事業用自動車の運行管理の体制を記載し

う。以下同じ。) が記載された書類 使用条件(同条第二項に規定する条件を 自動運行装置をいう。以下同じ。)に係る 号)第四十一条第一項第二十号に規定する 送車両法(昭和二十六年法律第百八十 する事業用自動車の自動運行装置(道路運 あっては、当該自動運行貨物運送の用に供 自動運行貨物運送を行おうとする場合に 五.

じ。)を行おうとする場合にあっては、当る特定自動運行貨物運送をいう。以下同 該特定自動運行に係る道路交通法(昭和三 事業法施行規則第三条第三号の三に規定す 十五年法律第百五号)第七十五条の十二第 特定自動運行貨物運送(貨物自動車運送

第一項の許可の見込みに関する書類 一項に規定する申請書の写しその他の同条

既存の法人にあっては、次に掲げる書類 最近の事業年度における貸借対照表及び 定款又は寄附行為及び登記事項証明書

役員又は社員の名簿及び履歴書

次に掲げる書類 法人を設立しようとするものにあっては 定款(商法(明治三十二年法律第四十八

ある定款)又は寄附行為の謄本 認証を必要とする場合にあっては、認証の 号)第百六十七条及びその準用規定により 発起人、社員又は設立者の名簿及び履 3

設立しようとする法人が株式会社である

個人にあっては、次に掲げる書 見込みを記載した書類

場合にあっては、株式の引受けの状況及び

戸籍抄本

財産に関する調書

履歴書

旨を証する書類 法第二十二条各号のいずれにも該当しない

前項各号の書類の一部の添付を省略することが 国土交通大臣が必要ないと認めたときには

(事業計画及び集配事業計画の変更の認可の申

第二十条 法第二十五条第一項の規定により事業 申請書を提出しなければならない。 計画変更認可申請書又は集配事業計画変更認可 うとする者は、次に掲げる事項を記載した事業 計画又は集配事業計画の変更の認可を申請しよ 2

は、その代表者の氏名 氏名又は名称及び住所並びに法人にあって

用運送機関の種類及び新旧の対照を明示する 変更しようとする事項(当該事項に係る利

三 変更を必要とする理由

のうち事業計画又は集配事業計画の変更に伴い前項の申請書には、前条第一項に掲げる書類 その内容が変更されるものを添付しなければな 3

(集配事業計画の変更の届出)

第二十一条 で定める集配事業計画の変更は、第十八条第二 法第二十五条第三項の国土交通省令 第二十三条 第二種貨物利用運送事業の譲渡し及 び譲受け、第二種貨物利用運送事業者たる法人

外のものとする。 項第四号イ又はロに掲げる事項に係る変更であ って、利用運送機関の種類の変更に伴うもの以

2 計画変更事前届出書を提出しなければならな する者は、次に掲げる事項を記載した集配事業 前項の集配事業計画の変更の届出をしようと

氏名又は名称及び住所並びに法人にあって その代表者の氏名

二 変更しようとする事項(当該事項に係る利 ے کے 用運送機関の種類及び新旧の対照を明示する

三 変更を必要とする理由

が変更されるものを添付しなければならない。 書類のうち集配事業計画の変更に伴いその内容 (事業計画及び集配事業計画の軽微な変更の届 前項の届出書には、第十九条第一項に掲げる

第二十二条 法第二十五条第三項の国土交通省令 事業計画の変更は、次に掲げる事項に係る変更 の以外のものとする。 であって、利用運送機関の種類の変更に伴うも で定める軽微な事項に関する事業計画及び集配

条第一項第三号、第四号及び第六号から第八事業計画の変更の場合にあっては、第十八 号までに掲げる事項

二 集配事業計画の変更の場合にあっては、 所の位置を除く。) は、貨物の集配を自動車を使用して行う営業 げる事項(同項第三号に掲げる事項にあって 十八条第二項第二号、第三号及び第五号に掲 第

出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載 変更事後届出書を提出しなければならない。 した事業計画変更事後届出書又は集配事業計画 前項の事業計画又は集配事業計画の変更の届 は、その代表者の氏名 氏名又は名称及び住所並びに法人にあって

三 変更を必要とした理由 関の種類及び新旧の対照を明示すること。) 変更した事項(当該事項に係る利用運送機

伴いその内容が変更されるものを添付しなけれ書類のうち事業計画又は集配事業計画の変更に 前項の届出書には、第十九条第一項に掲げる

請又は届出に関する手続の省略) (事業計画又は集配事業計画の変更の認可の申

> 又は集配事業計画の変更の認可の申請又は届出れるものを添付することにより、当該事業計画 の種類及び新旧の対照を明示すること。)及びを記載した書類(当該事項に係る利用運送機関は集配事業計画について変更しようとする事項 とするときは、当該認可の申請書に事業計画又 伴って事業計画又は集配事業計画を変更しよう は集配事業計画の変更に伴いその内容が変更さ 第十九条第一項に掲げる書類のうち事業計画又 に関する手続を省略することができる。

第二十四条 第十一条の規定は、法第二十六条第 びに登録番号」とあるのは、「その代表者の氏れて、第十一条第一号中「その代表者の氏名並 名」と読み替えるものとする。 の認可の申請について準用する。この場合にお 一項の規定による利用運送約款の設定又は変更 (利用運送約款の認可の申請等)

2 第十二条の規定は、法第二十六条第一項の利 利用運送事業である旨」とあるのは、「第二種 場合において、第十二条第一号中「第一種貨物 用運送約款の記載事項について準用する。この 貨物利用運送事業である旨」と読み替えるもの とする。

第二十五条 法第二十七条 (法第三十四条第二項 において準用する場合を含む。)の規定により 掲示するとともに、公衆の閲覧に供しなければ ならない事項は、次のとおりとする。 (掲示事項等) 第十三条第二号から第六号までに掲げ

貨物の集配の拠点 第二種貨物利用運送事業者である旨

事項

(公衆の閲覧の方法)

第二十五条の二 法第二十七条 (法第三十四条第 二項において準用する場合を含む。次条におい 貨物利用運送事業者のウェブサイトへの掲載に より行うものとする。 て同じ。) の規定による公衆の閲覧は、第二種

通省令で定める場合は、次の各号のいずれかに第二十五条の三 法第二十七条に規定する国土交 該当する場合とする。 (公衆の閲覧に供することを要しない場合)

業員の数が二十人以下である場合 第二種貨物利用運送事業に常時使用する従

二 第二種貨物利用運送事業者が自ら管理する (事業の譲渡し及び譲受けの認可の申請) ウェブサイトを有していない場合

利用運送事業の継続の認可を申請しようとする の合併若しくは分割又は相続による第二種貨物

第二種貨物利用運送事業者は、これらの事由に

第二十六条 法第二十九条第一項の規定により第 可を申請しようとする者は、次に掲げる事項を 二種貨物利用運送事業の譲渡し及び譲受けの認 記載した事業の譲渡譲受認可申請書を提出しな ければならない。

一 譲渡し及び譲受けに係る利用運送機関の種 並びに法人にあっては、その代表者の氏名 び貨物の集配の拠点 利用運送の区域又は区間、業務の範囲及

譲渡人及び譲受人の氏名又は名称及び住所

譲渡し及び譲受けの価格

譲渡し及び譲受けの予定日

なければならない。 五四 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付し 譲渡し及び譲受けを必要とする理由

譲渡譲受契約書の写し

譲渡し及び譲受けの価格の明細書

三 譲受人が現に第二種貨物利用運送事業を経 項第一号及び第四号、第五号又は第六号並び 営していない場合にあっては、第十九条第一 に第七号に掲げる書類

(法人の合併又は分割の認可の申請)

第二十七条 法第二十九条第二項の規定により第 を提出しなければならない。 事項を記載した法人の合併(分割)認可申請書 割の認可を申請しようとする者は、次に掲げる 一種貨物利用運送事業者たる法人の合併又は分

区間、業務の範囲及び貨物の集配の拠点 に利用運送機関の種類、利用運送の区域又は 当事者の名称、住所及び代表者の氏名並び

運送事業を承継する法人の名称、 立される法人又は分割により第二種貨物利用 表者の氏名 合併後存続する法人若しくは合併により設 住所及び代

合併又は分割の方法及び条件

合併又は分割の予定日

合併又は分割を必要とする理由

五.

なければならない。 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付し

合にあっては、分割計画書)の写し 合併契約書又は分割契約書(新設分割の場

合併又は分割の方法及び条件の説明書

Ξ 立される法人又は分割により第二種貨物利用 合併後存続する法人若しくは合併により設 運送事業(以下

「外国人国際第一種貨物利用運

五号並びに第七号に掲げる書類 は、第十九条第一項第一号及び第四号又は第 運送事業を承継する法人が現に第二種貨物利 運送事業を経営していない場合にあって

(相続人の事業継続の認可の申請)

ばならない。 記載した事業の継続認可申請書を提出しなけれ 申請しようとする相続人は、次に掲げる事項を による第二種貨物利用運送事業の継続の認可を二十八条 法第三十条第一項の規定により相続

被相続人の氏名及び住所 氏名及び住所並びに被相続人との続柄

運送機関の種類、利用運送の区域又は区間、 継続して経営しようとする被相続人の利用

業務の範囲及び貨物の集配の拠点

なければならない。 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付 相続の開始の日

項第一号、第六号イ及びハ並びに第七号に掲 営していない場合にあっては、第十九条第一 げる書類 申請者が現に第二種貨物利用運送事業を経 申請者と被相続人との続柄を証する書類

継続して経営することに対する当該申請者以は、当該第二種貨物利用運送事業を申請者が 外の相続人の同意書 申請者以外に相続人がある場合にあって

(事業の休止及び廃止の届出)

第二十九条 法第三十一条の規定により第二種貨 休止(廃止)届出書を提出しなければならなとする者は、次に掲げる事項を記載した事業の 物利用運送事業の休止又は廃止の届出をしよう

は、その代表者の氏名 氏名又は名称及び住所並びに法人にあって

ロ

二 休止し、又は廃止した第二種貨物利用運送 事業の内容

休止又は廃止の日

休止の届出の場合にあっては、 休止の予定

休止又は廃止を必要とした理由 第五章 外国人等による国際貨物利用運送

第三十条 法第三十六条第一項の規定により外国 人等による国際貨物運送に係る第一種貨物利用 (登録の申請)

> 者は、法第三十五条第一項に規定する国際貨物 外国人国際第一種貨物利用運送事業登録申請書 運送の区分に応じ、次に掲げる事項を記載した 送事業」という。)の登録を申請しようとする を提出しなければならない。

法人にあっては、次に掲げる事項法第四条第一項各号に掲げる事項

代表者及び役員の国籍

役員の氏名

個人にあっては、国籍 共団体又は私人の別による出資額の比率資本金並びに出資者の国籍別及び国、公 公

前項の申請書には、次に掲げる書類を添付

2

なければならない。

次に掲げる事項を記載した事業の計画 利用する運送を行う実運送事業者又は貨

物利用運送事業者の概要 ては、保管施設の概要 貨物の保管体制を必要とする場合にあっ

その他事業の計画の内容として必要な

利用運送事業者との運送に関する契約書の二 利用する運送を行う実運送事業者又は貨物

三 外国人国際第一種貨物利用運送事業の用に 供する施設に関する事項を記載した書類(貨 物の保管体制を必要とする場合にあっては、 保管施設の面積、構造及び附属設備を記載し 2

た書類を含む。) 利用運送約款

法人にあっては、次に掲げる書類 るもの 定款若しくは寄附行為又はこれらに準ず

七 のいずれにも該当しない旨を証する書類 法第三十八条第一項第一号から第五号まで 個人にあっては、財産に関する調書 最近の事業年度における貸借対照表

第三十一条 外国人国際第一種貨物海上利用運送 び第三号様式によるものとする。 用運送事業者登録簿は、それぞれ第二号様式及 事業者登録簿及び外国人国際第一種貨物航空利 (登録を拒否することが適切であると認められ

第三十二条 法第三十八条第一項第六号の国土交 通省令で定める事由は、外国人国際第一種貨物 利用運送事業者の所属国(外国人国際第一種貨

> を図るために登録を拒否することが適切である 用運送事業者の公正な事業活動を阻害するもの本邦との間における国際貨物運送に関し貨物利 と認められる事由とする。 運送事業の分野における公正な事業活動の確保 であることその他国際貨物運送に係る貨物利用 店その他の主たる事務所が所在する国をいう。 る者が国籍を有する国又は当該支配する者の本 方法によりその経営する事業を実質的に支配す ある場合にあってはその株式等の所有その他の その者が国籍を有する国をいい、外国人国際第 物利用運送事業者が個人である場合にあっては (下同じ。) における法令等の内容が当該国と 種貨物利用運送事業者が法人その他の団体で

第三十三条 法第三十九条第一項の規定により外 した変更登録申請書を提出しなければならな申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載 国人国際第一種貨物利用運送事業の変更登録を (変更登録の申請)

は、その代表者の氏名 氏名又は名称及び住所並びに法人にあって

すること。) 変更しようとする事項(新旧の対照を明 変更を必要とする理由

書類のうち変更登録に伴いその内容が変更される 前項の申請書には、第三十条第二項に掲げる るものを添付しなければならない。 (軽微な変更)

第三十四条 法第三十九条第一項の国土交通省令 で定める軽微な変更は、第三十条第 口に掲げる事項に係る変更とする。 一項第二号

第三十五条 法第三十九条第三項の規定により登 掲げる事項を記載した登録事項変更届出書を提録事項の変更の届出をしようとする者は、次に 出しなければならない。 (登録事項の変更の届出)

は、その代表者の氏名 氏名又は名称及び住所並びに法人にあって

変更した事項 (新旧の対照を明示するこ

五. 変更の実施の日

2 更されるものを添付しなければならない 書類のうち登録事項の変更に伴いその内容が変 前項の届出書には、第三十条第二項に掲げる 変更を必要とした理由

(事業の廃止の届出)

第三十六条 法第四十一条の規定により外国人国 うとする者は、次に掲げる事項を記載した事業 際第一種貨物利用運送事業の廃止の届出をしよ の廃止届出書を提出しなければならない。 氏名又は名称及び住所並びに法人にあって

二 廃止した第一種貨物利用運送事業の内容 は、その代表者の氏名並びに登録番号

廃止を必要とした理

られる事由) (事業の停止等の処分をする必要があると認め

第三十七条 法第四十二条第六号の国土交通省令 処分をする必要があると認められる事由とす とその他公共の利益のため同項の規定に基づく る第一種貨物利用運送事業のため利用させたこ 送事業者がその名義を他人に国際貨物運送に係 で定める事由は、外国人国際第一種貨物利用

(附帯業務に係る輸送の安全確保)

第三十八条 法第四十四条第二項(法第四十九条 通省令で定める輸送の安全を確保するために必 要な措置は、次のとおりとする。 の三において準用する場合を含む。)の国土交

するための措置 貨物の荷造り等の際における荷崩れを防

事業者に対する周知又は指導 貨物の荷造り等の際における貨物の取扱 .関する従業員に対する適切な指導及び関係

三 危険物その他の取扱いに注意を要する貨物 該貨物の性質に応じた適切な取扱い について貨物の荷造り等を行う際における当

(事業の許可の申請)

第三十九条 法第四十五条第一項の規定により外 る者は、同項に規定する国際貨物運送の区分に 運送事業」という。)の許可を申請しようとす 用運送事業(以下「外国人国際第二種貨物利用 国人等による国際貨物運送に係る第二種貨物利 ればならない。 応じ、次に掲げる事項を記載した外国人国際第 一種貨物利用運送事業許可申請書を提出しなけ

法人にあっては、次に掲げる事項

所在地並びに代表者及び役員の氏名及び 名称並びに本店その他の主たる事務所

口 共団体又は私人の別による出資額の比 資本金並びに出資者の国籍別及び国、公

個人にあっては、氏名、 利用運送機関の種類 事業開始の予定日

国籍及び住所

次に掲げる事項を記載した事業計画 利用運送に関して次に掲げる事項を記載

(2) 国内における主たる事務所の名称及び 利用運送の区域又は区間

国内における営業所の名称及び位置 業務の範囲

貨物の保管体制を必要とする場合にあ

(6) 貨物利用運送事業者の概要 っては、保管施設の概要 利用する運送を行う実運送事業者又は

代表者の氏名並びに営業所の名称及び 称及び住所並びに法人にあっては、その う場合にあっては、受託者の氏名又は名 からの貨物の受取を他の者に委託して行 実運送事業者又は貨物利用運送事業者

載した計画 貨物の集配に関して次に掲げる事項を記

(2)貨物の集配の拠点

(3) 貨物の集配に係る営業所の名称及び 貨物の集配を行う地域

(4) 第三条又は第三十五条第一項の許可を受 物の集配について貨物自動車運送事業法 合にあっては、次に掲げる事項(当該貨 貨物の集配を自動車を使用して行う場

(i) 各営業所に配置する事業用自動車

けている者にあっては、(iv)に掲げ

る事項を除く。)

に係る(i)に掲げる事項 合にあっては、当該自動運行貨物運送 自動運行貨物運送を行おうとする場

自動車車庫の位置及び収容能力

設の位置及び収容能力 乗務員等の休憩又は睡眠のための施

> (5)業用自動車の数) ち当該自動運行貨物運送の用に供する事 動車の数に加え、当該事業用自動車のう が当該貨物の集配の用に供する事業用自 を行おうとする場合にあっては、受託者 る事業用自動車の数(自動運行貨物運送 びに受託者が当該貨物の集配の用に供す 者の氏名並びに営業所の名称及び位置並 び住所並びに法人にあっては、その代表 合にあっては、受託者の氏名又は名称及 貨物の集配を他の者に委託して行う場 2

なければならない。 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付し

2

構造及び附属設備を記載した書類を含む。) 掲げる書類 を受けている者を除く。)にあっては、次に 送事業法第三条又は第三十五条第一項の許可 る者(当該貨物の集配について貨物自動車運 要とする場合にあっては、保管施設の面積、 る事項を記載した書類(貨物の保管体制を必 自動車を使用して貨物の集配を行おうとす 貨物利用運送事業の用に供する施設に関す

事業用自動車の運行管理の体制を記載し

用条件が記載された書類 する事業用自動車の自動運行装置に係る使 あっては、当該自動運行貨物運送の用に供 自動運行貨物運送を行おうとする場合に

項の許可の見込みに関する書類 合にあっては、当該特定自動運行貨物運送 に規定する申請書の写しその他の同条第 に係る道路交通法第七十五条の十二第二項 特定自動運行貨物運送を行おうとする場

兀 法人にあっては、次に掲げる書類

利用運送約款

るもの 定款若しくは寄附行為又はこれらに準ず

(事業計画の変更の認可の申請) のいずれにも該当しない旨を証する書類 法第三十八条第一項第一号から第四号まで 個人にあっては、財産に関する調書 最近の事業年度における貸借対照表

第四十条 法第四十六条第二項の規定により事業 計画の変更の認可を申請しようとする者は、次 書を提出しなければならない に掲げる事項を記載した事業計画変更認可申請

二 変更しようとする事項(新旧の対照を明 は、その代表者の氏名 氏名又は名称及び住所並びに法人にあって

三 変更を必要とする理由

れるものを添付しなければならない。 のうち事業計画の変更に伴いその内容が変更さ (事業計画の変更の届出) 前項の申請書には、前条第二項に掲げる書類

第四十一条 法第四十六条第四項の国土交通省令 第五号ロ(4)(i)又は(ii)に掲げる事で定める事業計画の変更は、第三十九条第一項 項に係る変更とする。

係る第一種貨物利用運送事業の分野における公

阻害するものであることその他国際貨物運送に

2 者は、次に掲げる事項を記載した事業計画変更 事前届出書を提出しなければならない。 前項の事業計画の変更の届出をしようとする

二 変更しようとする事項 (新旧の対照を明 は、その代表者の氏名 氏名又は名称及び住所並びに法人にあって

すること。) 変更を必要とする理由

3 る書類のうち事業計画の変更に伴いその内容が 前項の届出書には、第三十九条第二項に掲げ 変更されるものを添付しなければならない。

第四十二条 法第四十六条第四項の国土交通省令 で定める軽微な事項に関する事業計画の変更 第三十九条第一項第五号イ(2)、(3)、 次に掲げる事項に係る変更とする。

二 第三十九条第一項第五号口(2)、(3)及 行う営業所の位置を除く。) にあっては、貨物の集配を自動車を使用して び (5) に掲げる事項 ((3) に掲げる事項 (5)、(6) 及び(7) に掲げる事項

事後届出書を提出しなければならない。 者は、次に掲げる事項を記載した事業計画変更 前項の事業計画の変更の届出をしようとする 氏名又は名称及び住所並びに法人にあって

は、その代表者の氏名 変更した事項(新旧の対照を明示するこ

三 変更を必要とした理由

3 変更されたものを添付しなければならない。 る書類のうち事業計画の変更に伴いその内容が (事業の廃止の届出) 前項の届出書には、第三十九条第二項に掲げ

第四十三条第三十六条の規定は、法第四十八条

の規定による外国人国際第二種貨物利用運送事

名並びに登録番号」とあるのは、「その代表者 業の廃止の届出について準用する。この場合に おいて、第三十六条第一号中「その代表者の氏 の氏名」と読み替えるものとする。 (処分をする必要があると認められる事由)

第四十四条 法第五十条の二第一項の国土交通省 第一種貨物利用運送事業者の公正な事業活動を 令で定める事由は、外国人国際第一種貨物利用 該国と本邦との間における国際貨物運送に関し 運送事業者の所属国における法令等の内容が当

2 る必要があると認められる事由とする。 者の所属国における法令等の内容が当該国と本 る事由は、外国人国際第二種貨物利用運送事業 正な事業活動の確保を図るためにその処分をす 邦との間における国際貨物運送に関し第二種貨 法第五十条の二第二項の国土交通省令で定め

物利用運送事業者の公正な事業活動を阻害する あると認められる事由とする。 活動の確保を図るためにその処分をする必要が 種貨物利用運送事業の分野における公正な事業 ものであることその他国際貨物運送に係る第二

(貨物利用運送事業に関する団体の届出)

第四十五条 法第五十三条第一項の規定により貨 提出しなければならない。 物運送取扱事業に関する団体の届出をしようと する者は、次に掲げる事項を記載した届出書を

者の氏名 名称及び主たる事務所の所在地並びに代表

二目的

事業の概要

成立の年月日

五四 又は名称及び主たる事務所の所在地 団体を組織する貨物運送取扱事業者の

削除

第四十六条 (権限の委任)

第四十七条 法に規定する国土交通大臣の権限で 次の表上欄に掲げるもののうち、下欄に掲げる ものに係るものは、地方運輸局長に委任する。 法第三条第一項の規定に 船舶運航事業

又は法第六条第二項の規定に よる登録及び法第五条第二項 運送(以下内の各地間に 者の行う本邦 「内航運送」と

よる通知

い条	定する方法によって行う場合においては 2 前項の通知を行政手続決第十五条第三		<)		
売と等一に	竹貫つ重印 台子		- 事業書画に関うさせのを除		() 有
いる表現外で	つない。一三多号ーエの共気に	f	事業計画に関するものを余一		
見定こよる 通印をしな	十五条第一頁の規定を	跌道軍送	規定による届出の受理(集配		る運賃又は料金の変更に関す
7.五年法律第	に、行攻手続法(平4		十八 法第二十五条第三項の		(法第十二条第三号に規定す
く、その期日	聞を行うに当たってけ	運送	<u>る。</u>		同じ。)の規定による命令
の取消しの処分に係る聴	の二の規定による許可	運送又は航空	事業計画に関するものに限	物自動車運送	
取消し又は法第四十	条の規定による登録の	送、	規定による届出の受理(集配	道運送又は貨	第三項において準用する場合
取貨	十三条の規定による許	内航運送、外	十七 法第二十五条第三項の	内航運送、鉄	一 八 法第十二条(法第十八条
る登録の取消し	7の見言		<°)		る命令に限る。)
は他	第四十八条 国上交通大 (耶閉のフ港の牧校)		事業計画に関するものを除		る運賃又は料金の変更に関す
	(徳間の庁去の寺列)		変更に関するもの並びに集配		(法第十二条第三号に規定す
中 ク	お事業に関するもの		関の変更及び当該変更に伴う		同じ。)の規定による命令
かる	を事 きこ 関ト いつるもの 及る もの 及て 船 名道 足	鉄道運送	規定による認可(利用運送機	送	を含む。以下この号において
牧利用道	- うつうとが九三重会に 空運送に係る第一種が	内航運送又は	十六 法第二十五条第一項の	物自動	において準用する場
「重貨の別量を工業に引っての規定による立入検査(航	収及び同条第二項の規定	空運送		内航運送又は	七 法第十二条(法第十八条
気の規定に	二 法第五十五条第一項	運	画に関するものに限る。)	物自動車運送	
頃の規定に		航運送、鉄	規定による認可(集配事業計	道運送又は貨	
攻も行うことが	るものは、地方運輸局長も	内航運送、	十五 法第二十五条第一項の	内航運送、鉄	一六 法第十一条の規定による
大臣の権限	2 法に規定する国土交通大臣		画に関するものを除く。)	物自動車運送	
	限る。)	鉄道運送	規定による命令(集配事業計	道運送又は貨	よる認可
のに	令(貨物の集配に係るも	内航運送又は	十四 法第二十四条第二項の	内航運送、鉄	五 法第八条第一項の規定に
貨	び同条第五項の規定による	う°)		物自動車運送	
理及 者の	項の規定による届出の受理	空運送」とい		道運送又は貨	る届出
航	の規定による認可、同条第	送(以下「航		内航運送、鉄	四 法第七条第三項の規定に
外	二十四 法第四十六条第二項	行う貨物の運		物自動車運送	う変更に関するものを除く。)
	の規定による届出の受理	運送事業者の		いう。) 又は貨	機関の変更及び当該変更に伴
条 鉄道運送	において準用する法第十一	運送又は航空		「鉄道運送」と	の規定による通知(利用運送
内	二十三 法第三十四条第一	いう。)、鉄道		運送(以下	条第二項又は法第六条第二項
		「外航運送」と		の行う貨物の	二項において準用する法第五
[の 鉄道]	車	物運送(以下		道運送事業者	よる変更登録及び法第七条第
定内	条の	の行う国際貨	画に関するものに限る。)	内航運送、鉄	三 法第七条第一項の規定に
	に関する命令を除く。)	運航事業	規定による命令(集配事業計		う変更に関するものに限る。)
更	規定する運賃又は料金の変更	航運送、	十三 法第二十四条第二項の		機関の変更及び当該変更に伴
気に	令及び法第二十八条第四項				の規定による通知 (利用運送
命	令(集配事業計画に関する	貨物自動車運	録の抹消		条第二項又は法第六条第二項
命	合を含む。)の規定による	航運送又	十二 法第十七条の規定によ	送	二項において準用する法第五
鉄	一項で	送	の取消し	車	る変更登録及
法第 内航	二十一 法第二十八条 (;	物自動車	の停止の命令又は	内航運送又は	第一項の規
		航	十一 法第十六条の規定によ	う。 。	
命令 運	未計画に関する			動車運送」と	
運	を含む。)の規定による命令	物自動車	ж	公下 「貨物	
航	用	内航運送又は	十 法第十五条の規定による	貨物の運送	
内	十八条	送		0)	
鉄道	定に	動車	による届出の受理	物自動車運送	
0	十九 法第二十六条第一項	内航運送又は	九 法第十四条第二項の規定	いう。) 又は貨	

(届出) 相当な期間は、二週間を下回ってはならない。 第一項の規定により聴聞の期日までにおくべき

四十九条 貨物利用運送事業者及び貨物利用運送事業に関する団体は、次に掲げる場合に該当 一号の事業の計画の内容に変更があった場合 一号の事業の計画の内容に変更があった場合 でければならない。 一号の事業の計画の内容に変更があった場合 でければならない。 一号の事業の計画の内容に変更があった場合 でければならない。

- 交通大臣又は地方運輸局長開した場合 当該休止の届出を受理した国土休止していた第二種貨物利用運送事業を再又は地方運輸局長
- 一 貨物利用運送事業者の氏名若しくは名称、日か利用運送事業者の氏名若しくは名称、合を含む。)の規定に基づく命令を実施した合を含む。)の規定に基づく命令を実施した出十八条(法第三十四条第二項で準用する場場合を含む。)、法第二十四条第二項及び法第二十八条第三項で準用する
- 運輸局長の許可又は登録をした国土交通大臣又は地方の許可又は登録をした国土交通大臣又は地方住所又は国籍に変更があった場合。当該事業住所又は国籍に変更があった場合。当該事業者の氏名若しくは名称、
- 輸局長 許可又は登録をした国土交通大臣又は地方運 員又は社員に変更があった場合 当該事業の 員物利用運送事業者たる法人であって、役
- 前項の届出は、届出事由の発生した後遅滞なる事項に変更を生じた場合 国土交通大臣又は第四十五条第一号から第三号までに掲げては第四十五条第一号から第三号までに掲げる物利用運送事業に関する団体が解散し、
- はならない。 く(同項第五号に掲げる場合(代表権を有しない役員又は社員に変更があった場合に限る。) い役員又は社員に変更があった場合に限る。) い役員又は社員に変更があった場合に限る。) い役員又は社員に変更があった場合に限る。) にあっては前年七月一日から六月三十日までの 期間に係る変更について毎年七月三十一日までの 期間に係る変更について毎年七月三十日までの はならない。
- があったときは、新たに役員又は社員になったは、その登記事項証明書、役員又は社員に変更ない。この場合において、当該届出事項に関ない。この場合において、当該届出事項に関係があったとき、第一項の届出をしようとする者は、次に掲げ

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってい旨の宣誓書を添付しなければならない。 者が法第六条第一号から第三号までに該当しな

第一項第四号又は第五号の三 届出事項の発生した日

書類の提出

第五十条 法及びこの省令の規定により地方運輸局長に提出すべき申請書又は届出書は、それぞれ当該事案が外航運送又は内航運送に係るものである場合の近畿運輸局長の管轄区域(当該事案が外航運送又は内航運送に係るものである場合の近畿運輸局長の管轄区域にあっては、神戸運輸監理部長の管轄区域を除く。)にわたるときは、それぞれ当該事案の主としては、神戸運輸監理部長の管轄区域を除く。)にわたるときは、それぞれ当該事案の主としては、神戸運輸局長」という。)に提出しなければならない。

- 2 法及びこの省令の規定により国土交通大臣に 2 法及びこの省令の規定により国土交通大臣に 化では、それぞれ所轄地方運輸局長を経由して提出しなけれぞれ所轄地方運輸局長を経由して提出しなければならない。
- の規定により国土交通大臣に提出すべき申請書 工法及びこの省令の規定により国土交通大臣に提出すべき申請書又は届出書(外国人等による国際貨物利用運送事業に係るものを除く。)は、それぞれ所轄地 事業に係るものを除く。)は、それぞれ所轄地 事業に係るものを除く。)は、それぞれ所轄地 事業に係るものを除く。)は、それぞれ所轄地 事業に係るものを除く。)は、それぞれ所轄地 事業に係る事業に係るものは、それぞれ 事業に係る事業に係るものは、それぞれ 事業に係る事業に係るものは、それぞれ 事業に係る事業に係るものは、それぞれ 事業に係る事業に係るものは、それぞれ 市運送のみに係る事案に係るものは、それぞれ 本できまする運輸を理部長と運 対方運輸支局長、以下 を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長。以下 を管轄する運輸を開発して を管轄する運輸を関係して を管轄する運輸を関係して の規定により国土交通大臣に提出すべき申請書 なるときは、当該事案の主として関する土地 を管轄する運輸を関係して を管轄する運輸を関係して を管轄する運輸を関係して の規定により国土交通大臣に提出すべき申請書 なるときは、当該事案の主として関する土地 を管轄する運輸を関係して のたるときは、当該事業の主として関する土地 を管轄する運輸を関係して のたるときは、当該事業の主として関する土地 を管轄する運輸を関係して のたるときは、当該事業の主として関する土地 を管轄する運輸を関係して のたるときは、当該事業の主として関する土地 を管轄する運輸を関係して のたるときは、当該事業の主として関する土地 を管轄する運輸を関係して のたるときは、当該事業の主として関する土地を のたるときは、当該事業の主として のたるときは、当該事業の主として のたるときは、当該事なのまる。 のたるときは、当該事なのまる。 のたるときは、当該事なのまる。 のたるときは、当該事なのまる。 のたるときは、当該事なのまる。 のたるときは、当該事なのまる。 のたるときなのまる。 のたるとのたる。 のたるとのたる。 のたるとのたる。 のたるとのたる。 のたるとのたる。 のたるとのたるのなる。 のたるのなるのなる。 のたるのなるのなるのなる。 のたるのなるのなるのなる。 のたるのなるのなる。 のたるのなるのなる。 のたるのなるのなる。 のたるのなるのなる。 のたるのなるのなる。 のたるのなるのなる。 のたるのなるのなるのなる。 のたるのなるのなる。 のたるのなるのなるのなる。 のたるのなるのなるのなる。 のたるのなるのなる。 のたるのなるのなる。 のたるのなるのなる。 のたるのなるのなる。 のたるのなるのなる。 のたるのなるのなる。 のたるのなる。 のたるのなるのなる。 のたるのなるのなる。 のたるのなる。 のたるのなる。
- 若しくは外航運送に係るもの又は外国人国際第一(提出すべき申請書又は届出書であって内航運送 第四法及びこの省令の規定により地方運輸局長に同じ。)を経由して提出しなければならない。 ス

5

は、この省合の規定により也ち重倫司長に、 るものは、それぞれ当該事案の主として関すが二以上の運輸支局長又は海事事務所、2 区域にわたるときは、当該事案の主として関すが二以上の運輸支局長又は海事事務所長(当該事案とは、当該事案の主として関する土地を管轄する運輸支局長又は海事事務所長(当該事案に係り、こ種貨物海上利用運送事業のみに係る事案に係り、この資金の資金を表している。

第五十一条 地方運輸局長は、前条第三項の規定

· 附 則

(施行期日)

省令第九号)は、廃止する。

(登録の職権更正)
(登録の職権更正)

(集配事業計画の追加記載)

(法附則第十八条第三項において準用する場合第四条 地方運輸局長は、法附則第八条第三項

限を通知するものとする。 はかして記載すべき事項及び届出書の提出の期追加して記載すべき事項及び届出書の提出の期追加して記載すべき事項及び届出書の提出を求めるを含む。)の規定により届出書の提出を求める

大臣に提出しなければならない。 までに次に掲げる事項を記載した届出書を運輸 の通知を受けた者は、同項の提出の期限

は、その代表者の氏名 氏名又は名称及び住所並びに法人にあって

利用運送機関の種類

(法附則第十条第二項の確認の申請等)三 追加して記載すべき事項

第五条 法附則第十条第二項の確認(以下単にまげる事項を記載した確認申請書を提出しなに掲げる事項を記載した確認申請書を提出しない。

は、その代表者の氏名 氏名又は名称及び住所並びに法人にあって

る事業の内容 許又は同法第十五条の指定を受けて行ってい 許又は同法第十五条の指定を受けて行ってい 項第二号の行為に係る同法第四条第一項の免 出の施行の際現に旧通運事業法第二条第一

当該事業の最近の三事業年度の実績

四 業務の提携をしている鉄道又は軌道に係る四 業務の提携をしている鉄道又は軌道に係るの氏名がることを示す書類の氏名又は名称及び住所が運送取扱事業者の氏名又は名称及び住所のることを示す書類

は、次に掲げる事項を確認するものとし、当該地方運輸局長は、前項の申請があった場合びに法人にあっては、その代表者の氏名がに法人にあっては、受託者の氏名又は名称及び住所並か、貨物の配達を他の者に委託している場合に

確認をしたときは、遅滞なくその旨を申請者に

扱事業 お該当することとなる貨物運送取

第十五条を除く。)、第四章(第二十一条から第3 第二章、第三章(第四条から第九条まで及びは名称

(海上運送取扱業に係る経過措置)

一 第五条第五号及び第二十一条第二項第三号る事項は、次のとおりとする。

(自動車運送取扱事業等に係る経過措置)二 当該事業の最近の三事業年度の実績に掲げる事項

の追加記載について準用する。 三項及び第二十条第三項の規定による事業計画第七条 附則第四条の規定は、法附則第十三条第

(航空運送取扱業に係る経過措置)

(経過措置に関する権限の委任) 第二項の届出書の記載事項について準用する。 第八条 附則第六条の規定は、法附則第二十一条

(旧法に基づく処分、手続等の効力)

第十条 次の表の上欄に掲げる者に係る同表の中第十条 次の表の上欄に掲げる旧海上運送法、旧通運事業法、旧道路運送法、旧内航海運業法若しくは旧航空法のは、法に規定するものを除き、それぞれ同表のは、法に規定するものを除き、それぞれ同表のは、法に規定するものを除き、それぞれ同表の下欄に掲げる行為とみなす。

みなされる者 条第一項の許可 について法第三 規定により第一 条第一項又は第 法附則第七条第 を受けたものと 種利用運送事業 第一項、第十四 十七条第一項の 項、第十三条 一その他の処分、 旧通運事業法、 送約款の認可 た運賃及び料 命令によりし れらに基づく 航空法又はこ 法若しくは旧 旧内航海運業 旧道路運送法、 金の認可、 出の受理、 利用運送約 法又はこの の他の処 款の認可そ び料金の届 の他の行為 分、手続そ 省令により した運賃及

の規制改革なの規制改革な	省令第三七号)	日運輸省令第	抄(平成六年九月三〇日運輸省令第	四 附 六 号 則	0
(施丁明日)	第一条 この省令は、平成十三年一月六日から施(施行期日)	日から施行す	平成六年四月一日から施	る。 この省令は、	
する。この	所 具 (平 后 一 年 一 月 二 力 E 近 車 省 下 二 九 号) 抄	日運輸省令第	(平成六年三月二九日運輸省令第	一附見	
第一条 この4 (施行期日)	付 川 (Ptd・ニキ・・ヨニも) 重命省 一日) から施行する。	みなす。	1	又はこの省令に定があるものは、	
令		9		その他の行為で、	
	第一条 この省令は、海上運送法の一部を改正す	した処分、 手続 旧海上運送法等	命令により	- 又はこれらに基づく - 前項に規定するも	
1 この省令	(施行期日) 三〇年7	144 a mellada ata tat	の他の行為	2	
(施行期日)	三)号) 少附 則 (平成一二年九月一日運輸省令第	の他の行為	分、手	0	
育附	この省令は、公布の日から施行する。	分、手続その世の対	の認可その他	一項の許可を受法第三十王条第	
する。	第一七号) 附 則 (平成一一年三月三一日運輸省令	出の受理そ	またがし によりし	送事業について	
こり 省令第一	る。 	び料金の届	に基づ	定により利用運	
附則	この省令は、平成十年四月一日から施行す	省令により			
一令の相当規立	ぎしま) 附 則 (平成一〇年三月一三日運輸省令	法又はこの	法若	法附則第十九条	
「新倉」い、	第一条 この省令は、公布の日から施行する。			される者	
	(施行期日) 三十号) 抄	行為	続その他の行	けたものとみな	
第三条 この公	´	テラの他の	の見せるの受理を	三条の登録を受一ついて法第二十	
(圣過昔 <u>暑)</u> 八年五月一!	この省令は、公布の日から施行する。	処分、手続	可又は	運送取次事業に	
第一条 この公	(施行期日)	可その他の	運送約	項の規定により	
(施行期日)	三六号) (平成七年六月二三日週輔省全第	次約款の認	出の記	第二十一条第二	
		理、軍送取届出の受	斜令金に よ		
第一条の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の		した料金の	おに基	第二項、第十二	
	七号戶	省令により	若しくは		
令第一	附 則 (平 域七年四月二八日運輸省令第 施行の日(平成七年四月一日)から施行する。	法又はこの	海上運	法附則第七条第	
附則	豆斤)- 〈笠 兌 ごご リー・ - ~ ~ 豆斤)。 三十二条、第三十三条及び第三十五条の規定の		為系で化		
ら施行する。	に関する法律第二十七条から第三十条まで、第	の他の行為	その り処		
第一条この必	二の省令は、午可、忍可等の整里及び合里匕一 匹号)	`	款の認	される者	
(施行期日)	附 則 (平成七年三月二三日運輸省令第	の他の処	認可、運	たりもり	
省令第	当規定により行われたものとみなす。	款の認可そり	運賃及び料金	一項の許可を受して法第三条第	
	手続は、この省令による改正後の関係省令の相 ダケに係るせのを防く) ひにこれらのための	川月重生り出の受理、	こに基	用運送事業につ	
第一条この公	ル分に系ならのと余い。 てはこれらのこめのり り行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会(不利益)	び料金の届	法又は	により第二種利	
(施行期日)	第三条 この省令の施行前に運輸省令の規定によ	した運賃及	ιì	条第一項の規定	
省所第二	(聴聞に関する規定の整備に伴う経過措置)成六年十月一日)から施行する。	省令こより 法又はこの	各軍軍	一項又は第十八法附則第八条第	
る。 	第一条この省令は、行政手続法の施行の日(平		為為		
一この省令は	(施行期日)	_	一手続その他の		

この省令は、平成十三年四月一日から施行す

省令第七九号) 心九号) 抄(平成一四年六月二八日国土交通

する。 条 この省令は、平成十四年七月一日から施

附則 (平成一五年二月一四日国土交通

省令第一一号)

る法律の施行の日(平成十五年四月一日)か条 この省令は、鉄道事業法等の一部を改正 施行する。 附 則 (平成一七年三月七日国土交通省

令第一二号) 抄

条 この省令は、公布の日から施行する。 **肔行期日**)

年五月一日)から施行する。 条 この省令は、会社法の施行の日(平成十 施行期日) 省令第五八号) 抄 附 則 (平成一八年四月二八日国土交通

5の相当規定によってしたものとみなす。 新令」という。) の規定の適用については、新 経過措置) 行為は、この省令による改正後の省令(以下 正前の省令の規定による処分、手続、その他 一条 この省令の施行前にしたこの省令による

省令第三八号) 附 則 (平成二八年三月三一日国土交通

この省令は、平成二十八年四月一日から施行

省令第九八号) 抄 則 (令和二年一二月二三日国土交通

この省令は、令和三年一月一日から施行す

施行期日) 令第三一号) ^{第三一号}) 抄 則 (令和五年三月三一日国土交通省

条 この省令は、令和五年四月一日から施行 則 (令和六年一月一九日国土交通省

令第二号)

の規制改革を推進するためのデジタル社会形成 この省令は、デジタル社会の形成を図るため

基本法等の一部を改正する法律の施行の日(令 和六年四月一日)から施行する。

附 則 (令和六年三月二九日国土交通省 令第二六号) 抄

第一条 この省令は、令和六年四月一日から施行 する。 (施行期日)

第1号様式(第5条関係)

| 読んにあっては代表# 及び投系の回揮 | 遊人にあっては寄れ会はが、出答率の開発例及が 類、公知は殊なは私、のが以よる必要的の定率 | (役員)氏名 図 毎 出 資 幸 図 類 | (本 七 七 大 つ 対 1 大 つ 対 1 大 つ 対 2 大 の 対 1 大 つ 対 2 大 の 対 3 大 つ 対 3 大 つ 対 3 大 つ 対 3 大 つ 対 3 大 つ 対 3 大 つ 対 3 大 つ 対 3 大 つ 対 3 大 つ 対 3 大 つ 対 3 大 つ 対 3 大 つ 対 3 大 つ 対 3 大 つ 対 3 大 の 3 大 の 対 3 大 の 対 3 大 の 対 3 大 の 対 3 大 の 対 3

1 年代 (15 金田) PP (17 H) PP (17 H)

| B | 986 (MARSO) | Page | Page | Marson | Page | P

, u ,	A 160 E	8 %				
Ø.	- 8					
法人にあって 及び役員のI	以代表者 INN	法人にあっ 国、公共研	ては資本金 作文は私人	並びに出資 の別による	老の個職別 出資額の比	2
(疫職) 武名	II 16	8 7 4	11 10	國、公共 団体、私 人の別	お安朝	
						ŀ
						ŀ